

組 織 規 程

昭和60年 3月 7日
MI PRO第60-67号
最終改正 平成20年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人対日貿易投資交流促進協会（以下「協会」という。）寄付行為第40条の規定に基づき、協会事務局の組織、職制及び業務の分掌に関して必要な事項を定める。

第2章 組 織

(事務局の組織)

第2条 事務局に、次の部、事務所、課及び室等を置く。

総務部

総務課

経理部

事業推進部

企画課

対日ビジネス交流支援部

対日投資支援課

対日投資サポートセンター

対日アクセス支援課

知的財産等対策室

調査課

ワシントン事務所

2 前項に定めるもののほか、事務局に情報提供及び相談事業等の一部を行うための情報センターを置く。

3 前2項の規定に係わらず、会長は必要に応じ、事務局に特定課題推進等のための臨時プロジェクトチームを置くことができる。

第3章 職 制

(事務局長)

第3条 事務局に、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事長若しくは専務理事の命を受け、事務局を統括する。
(部長及び次長)

第4条 部に、部長を置く。

- 2 必要に応じ、次長を置くことができる。
- 3 部長は、部の業務を処理する。
- 4 次長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
(事務所長)

第5条 ワシントン事務所に、所長を置く。

- 2 所長は、協会から派遣する駐在員をもって充てる。
(課長及び課長代理)

第6条 課に、課長を置く。

- 2 必要に応じ、課長代理を置くことができる。
- 3 課長は、課の業務を処理する。
- 4 課長代理は、課長を補佐し、課長に事故あるときはその職務を代行する。
(センター所長及び副センター所長)

第7条 センターに、センター所長を置く。

- 2 必要に応じ、副センター所長を置くことができる。
- 3 センター所長は、センターの業務を処理する。
- 4 副センター所長は、センター所長を補佐し、センター所長に事故あるときはその職務を代行する。
(室長及び室長代理)

第8条 室に、室長を置く。

- 2 必要に応じ、室長代理を置くことができる。
- 3 室長は、室の業務を処理する。
- 4 室長代理は、室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代行する。

(主任調査役及び調査役並びに主任調査研究員及び調査研究員)

第9条 協会に主任調査役及び調査役並びに主任調査研究員及び調査研究員を置くことができる。

- 2 主任調査役及び調査役並びに主任調査研究員及び調査研究員は、協会の業務に関し、所属長の命を受けて所定の業務に従事する。

第4章 業務の所掌

(総務部)

第10条 総務部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、協会の運営方針の企画・立案及び業務運営一般の総合調整に関すること。

- 二、組織、人事、文書等の管理に関すること。
- 三、予算及び資金計画に関すること。
- 四、ワシントン事務所の運営に関すること。
- 五、前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない業務に関すること。

(総務課)

第11条 総務部 総務課においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、事業計画及び事業報告の作成に関すること。
- 二、予算及び資金計画に関する事務を総括すること。
- 三、関係官庁、団体等との連絡、総合調整に関すること。
- 四、諸規定の整備に関すること。
- 五、公印の保管及び文書管理に関すること。
- 六、理事会及び評議員会の庶務に関すること。
- 七、役員の秘書事務に関すること。
- 八、人事、給与及び福利厚生に関すること。
- 九、職員等の服務及び研修に関すること。
- 十、不動産、動産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。
- 十一、登記、登録その他法務に関すること。
- 十二、前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない業務に関すること。

(経理部)

第12条 経理部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、経理に係る基本方針及び計画の立案に関すること。
- 二、収支予算書・決算報告書及び資金計画の作成に関すること。
- 三、予算の執行状況の把握及び監査に関すること。
- 四、資金の運用及び管理並びに借入れに関すること。
- 五、委託費及び国庫補助金等の請求並びに受領に関すること。
- 六、寄付金の受け入れ及びそれらの運用に関すること。
- 七、受託及び委託に係る契約の審査に関すること。
- 八、現金、預金、有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 九、前各号に掲げるもののほか、経理に関する業務であって、他の所掌に属しない業務に関すること。

(事業推進部)

第13条 事業推進部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、協会における新規事業の企画、開発及び事業実施に係る総合調整に関すること。
- 二、協会事業に係る広報活動の基本方針の策定・実施等に関すること。

(企画課)

第14条 事業推進部 企画課においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、事業推進部及び対日ビジネス交流支援部の庶務的事項、業務の連絡調整に関すること。
- 二、対日ビジネス交流支援部に係る事業計画及び収支予算・決算に関すること。
- 三、協会事業に係る広報の実施に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)
- 四、情報センターの運営及び管理に関すること。
- 五、その他前各号に付帯する業務に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)

(対日ビジネス交流支援部)

第15条 対日ビジネス交流支援部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、対日ビジネス交流促進事業に係る基本方針の策定及び連絡・調整に関すること。
- 二、対日ビジネス交流促進に係る情報の収集、提供、啓発及び普及に関すること。
- 三、対日ビジネス交流促進に係る国際交流の実施に関すること。
- 四、対日ビジネス交流促進に係る各種調査・研究に関すること。
- 五、その他前各号に付帯する業務に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)

(対日投資支援課)

第16条 対日ビジネス交流支援部 対日投資支援課においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、対日投資支援事業に係る基本方針の策定に関すること。
- 二、対日投資支援事業に係る手法・制度等の事業化の企画立案に関すること。
- 三、対日投資支援事業に係る関係機関・団体等との連絡及び調整に関すること。
- 四、その他前各号に付帯する業務に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)

(対日投資サポートセンター)

第17条 対日投資支援課 対日投資サポートセンターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、対日投資に係る関係機関・団体等との情報交換会の開催に関すること。
- 二、対日投資関連情報の調査及び提供に係る各種事業の実施に関すること。
- 三、対日投資に係る情報及び資料の収集、分析、加工並びに提供に関すること。
- 四、対日投資に係るセミナー、商談会、見学会等の実施に関すること。
- 五、対日投資事業に係る広報に関すること。
- 六、その他前各号に付帯する業務に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)

(対日アクセス支援課)

第18条 対日ビジネス交流支援部 対日アクセス支援課においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、対日アクセス支援事業に係る基本方針の策定に関すること。
- 二、対日アクセス支援事業に係る手法・制度等の事業化の企画立案に関すること。
- 三、対日アクセス支援事業に係る広報に関すること。
- 四、知的財産権及び製品の安全並びに福祉、環境等特定政策課題に係る事業の実施に関すること。
- 五、輸入関連情報の収集、分析、加工、提供に関すること。
- 六、対日アクセス事業に係る関係機関・団体等との連絡及び調整に関すること。
- 七、その他前各号に付帯する業務に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)

(知的財産等対策室)

第19条 対日アクセス支援課 知的財産等対策室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、知的財産権及び製品の安全に係わる情報の収集、提供、啓発、普及に関すること。
- 二、知的財産権及び製品の安全に係わる関係機関・団体等との連絡及び調整に関すること。
- 三、その他前各号に付帯する業務に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)

(調査課)

第20条 対日ビジネス交流支援部 調査課においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、受託調査等に関すること。
- 二、その他前号に付帯する業務に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)

第5章 職員及び嘱託員等

(職員)

第21条 協会の職員は、理事長がこれを任免する。

(職員の任免等)

第22条 職員の任免、給与、表彰、懲戒、服務及び等級に関しては、別に定めるところによる。

(嘱託員等)

第23条 職員のほか、協会に嘱託員及び臨時職員を置くことができる。

- 2 前項の嘱託員及び臨時職員に関しては、別に定めるところによる。

第6章 その他

(運営要領等)

第24条 ワシントン事務所の運営要領は、別に定めるところによる。

第25条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年3月3日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年3月9日から施行し、昭和63年10月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月9日から施行し、平成11年9月17日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。